



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 7 日 (火)
第 8 0 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 都市計画事業の事業変更の変更の認可 (3 件) (240~242) (水・大気環境課) 2
- 出納長の権限に属する事務の一部の委任 (243) (会計指導課) 3
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定
 (244) (中部総合事務所福祉保健局) 4
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (2 件) (集中業務課) 4

告 示

鳥取県告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
湯梨浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
羽合都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道
(変更前 羽合都市計画下水道事業 羽合公共下水道)
- 3 事業施行期間
昭和52年12月16日から平成26年3月31日まで
(変更前 昭和52年12月16日から平成21年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第241号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
湯梨浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東郷都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道
(変更前 東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道)
- 3 事業施行期間
昭和52年12月16日から平成26年3月31日まで
(変更前 昭和52年12月16日から平成21年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
削除する部分
湯梨浜町大字藤津字向田及び字流田の各一部、大字田畑字走り出の一部並びに大字別所字隅田及び字戸井ノ口の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分

湯梨浜町大字田畑字高柳の一部

鳥取県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年3月1日から平成26年3月31日まで

(変更前 昭和52年3月1日から平成21年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

追加する部分

倉吉市巖城字東中田及び字西中田の各一部並びに志津字横谷平の一部

削除する部分

倉吉市関金町大鳥居字新林の一部並びに同町安歩字西山及び字中山の各一部

鳥取県告示第243号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長 桑田 明仁

課長補佐兼主幹 福田 成生

主事 中嶋 浩一

3 委任期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第244号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月7日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 楽	倉吉市上井町一丁目12	コミュニティーハウス 楽	倉吉市上井町一丁目12	生活介護 就労継続支援B型 (多機能型)	平成21年4月1日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

空港用高速スノーパー除雪車 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年12月6日（日）

(4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所

(5) 入札方法

この入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号、平成20年鳥取県告示第184号及び平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。
なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年4月14日（火）正午までに4の(1)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成21年4月7日（火）から同年5月18日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成21年4月7日（火）から同月24日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101117>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年4月7日（火）から同年4月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成21年4月14日（火）午後2時

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地階）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年5月11日（月）午前11時から同月18日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年5月18日（月）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年4月24日（金）正午までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 High-Speed Snow Removal Vehicle
Designed for use at Airports

(2) April 24, 2009 Noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) May 18, 2009 Noon : Time-limit for submission of tenders
May 15, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and
Accounts Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年4月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪ドーザ 3台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年10月27日（火）

(4) 納入場所

日野郡日野町本郷92 鳥取県日野総合事務所車両基地

(5) 入札方法

この入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成18年鳥取県告示第841号、平成20年鳥取県告示第184号及び平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空類の車両に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年4月16日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成21年4月7日（火）から同年5月25日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成21年4月7日（火）から同月28日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=88389>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年4月7日（火）から同月28日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成21年4月14日（火）午後4時

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地階）

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年5月18日（月）午前11時から同月25日（月）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月22日（金）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年5月25日（月）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年4月28日（火）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

この入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提

出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 3 Snow removal dauzat

(2) April 28, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 25, 2009 Noon : Time-limit for submission of tenders

May 22, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433